

労働問題セミナー

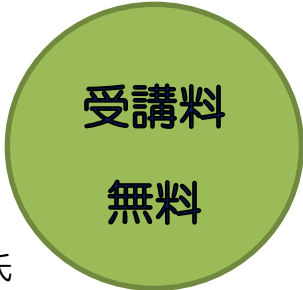
## 最近の法改正内容と平成30年春季労使交渉・協議の課題

平成30年の春季労使交渉・協議に向けて、政府が、3%の賃上げを経済界に求め、経営者団体も高収益企業に、その実現を求める等といった動きが進んでいます。これらの全体状況をふまつつも、やはり、個別企業の賃金については、自社の支払能力に基づき、各社の経営方針により、決定していくことが必要不可欠です。

また、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正など「働き方改革」に関する大きな動きが進みつつあります。実務的には、育児・介護休業法改正など、様々な法改正が続いています。

このような中で迎える平成30年の春季労使交渉・協議の課題を、最近の経済情勢から労働法改正の動向、労使各団体の方針等を中心に解説しますので、この機会にぜひ受講ください。

日時 平成30年3月7日(水) 14:00~16:00  
会場 高槻商工会議所 3階 会議室(高槻市大手町3-46)  
講師 中村総合経営事務所 所長  
特定社会保険労務士・中小企業診断士 中村 範久 氏



内容 1. 経済情勢 2. 最近の法改正の動向 3. 労使各団体の動向  
定員 先着30名(1事業所2名まで)

※申込書受領後、一両日中に当所より受講受付完了の通知書をFAX送信いたします。

主催 高槻商工会議所 中小企業相談所 (Tel.072-675-0484)  
申込 3月1日(木)までにFAX、または当所ホームページからお申し込み下さい。  
FAX:072-675-3466 HP <http://www.takatsukicci.or.jp>

----- (FAXでのお申込みは切らずにそのまま送付して下さい。) -----

### 労働問題セミナー受講申込書 (H30. 3. 7開催)

事業所名

電話

F A X

役 職	受講者氏名

※個人情報取扱：ご記入頂いた内容は参加者名簿作成、連絡用に使用します。